

合併協議会の協議手順等について

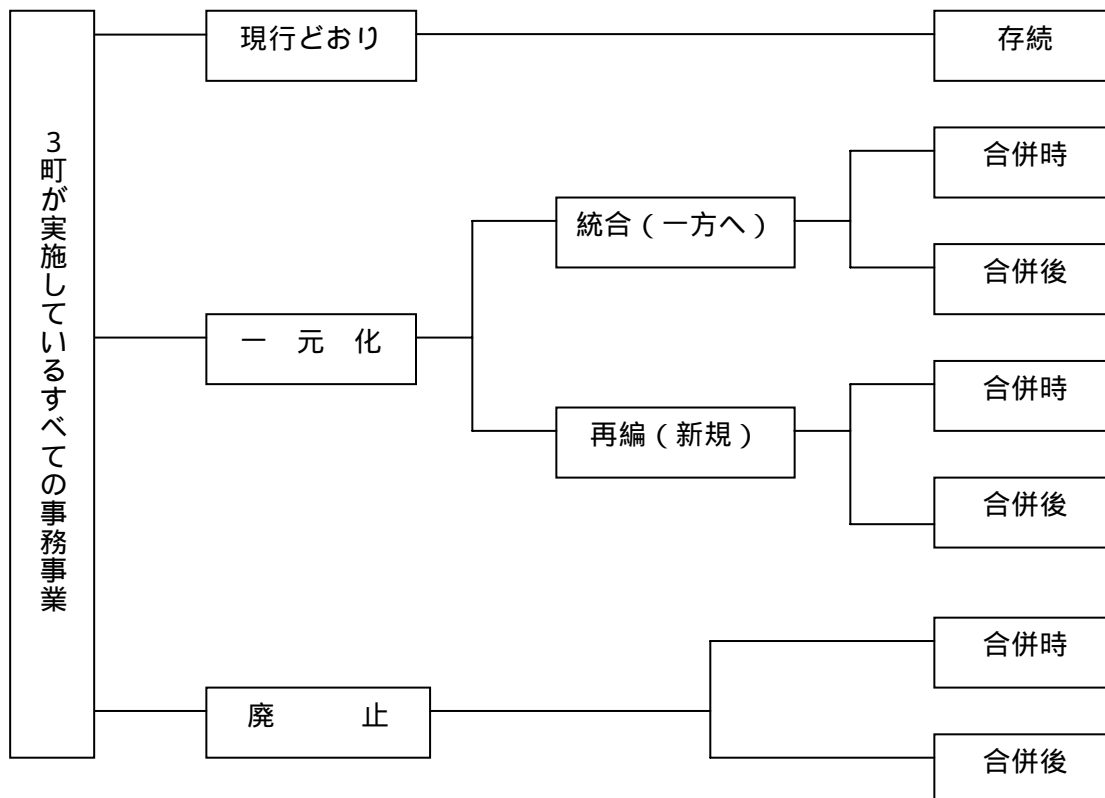
合併協議会に関する本格的な事項については、すべて法定協議会において協議を行っていくところですが、協議に入る前に、今後の本協議会での協議、調整、確認という作業を進める手順等は次のとおりです。

1. 合併協議会の役割

合併協議会は、地方自治法第252条の2及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項に基づき協議するための機関であって、決定機関ではありません。しかしながら、3町合併という議決事案に係わる前提条件として「合併協定書」をとりまとめることが最大の役割であり、各協議事項などは、協議会として決定（表現としては「確認」）していくことが必要となってます。

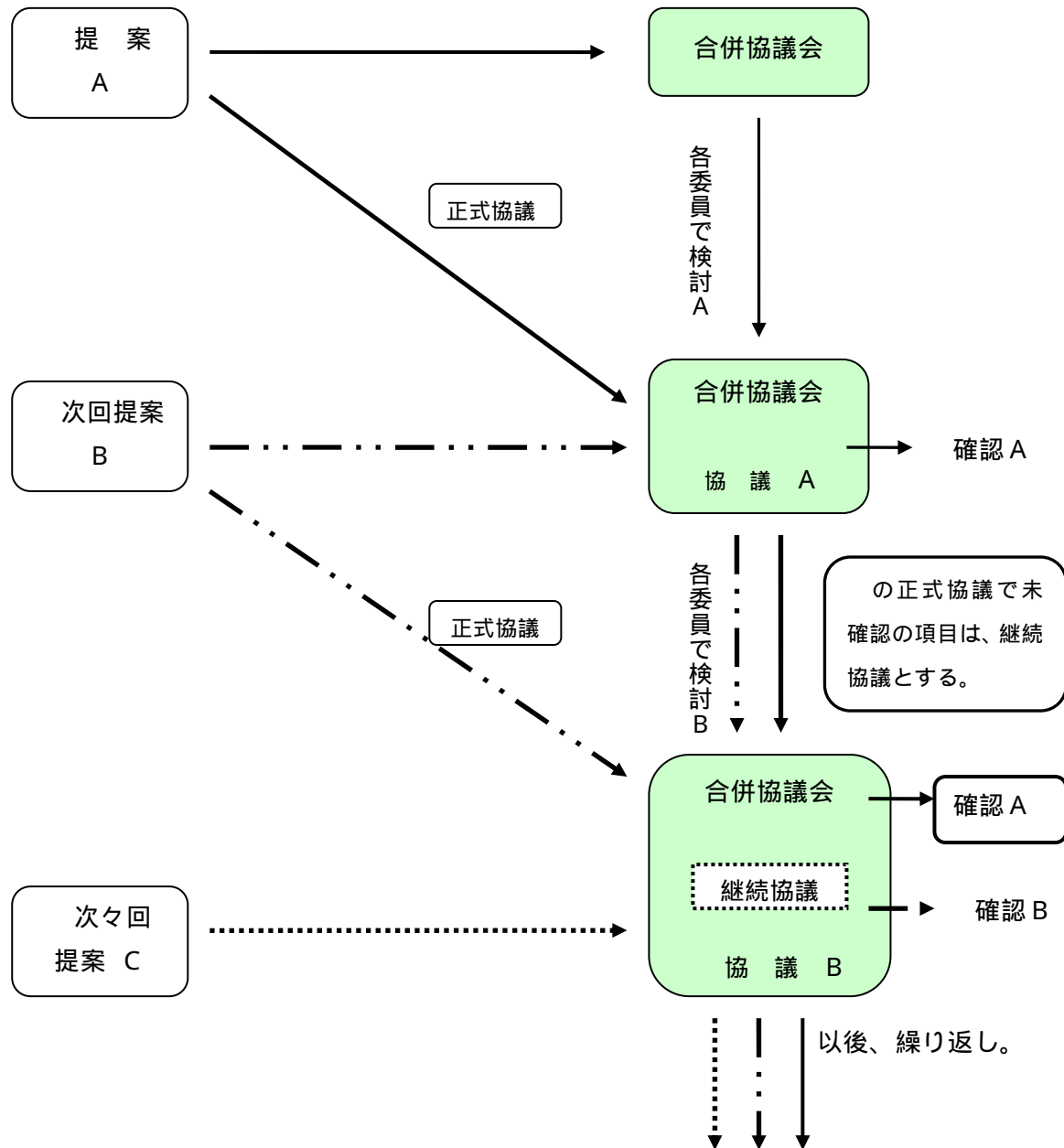
合併協議がすべて終了した後に、その内容を「合併協定書」として取りまとめて合併調印を行い、その内容をもとに法律に定める合併手続きとして、合併議決へと進めることとなります。

2. 事務事業のすり合わせの基本的区分



3. 合併協議会での協議の流れ

合併協定項目の協議の流れは、次のとおりです。



~~流れの概要~~
 提案A、調整案について事務局より資料提出し、説明
 次回協議会まで各委員が検討し意見を集約
 次回協議会の正式協議の際、各委員が検討した意見を持ち寄って協議
 確認（場合により継続協議）
 このとき、次回提案Bの調整案について事務局より資料提出し、説明
 ……というサイクルの繰り返しにより、項目を1つずつ協議する。

調整案・・・分科会・専門部会・幹事会で協議調整された内容を正副会長により最終調整し、
 会長が合併協議会に調整案として提案していくもの。

協議第6号

合併協定項目について

合併協定項目について、次のとおり提案する。

平成15年 8月 8日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

平成 年 月 日確認

合併協定項目

| 分類 | 協定項目番号 | 協定項目 | 提案説明 | 協議 |
|-------|----------|---|-------------------|-------------------|
| 基本項目 | 1 | 合併の方式 | H15.7月 | 8月 |
| | 2 | 合併の期日 | | |
| | 3 | 新市の名称 | | |
| A群 | 4 | 新市の事務所の位置 | 8月 | 9月 |
| | 5 | 財産の取扱い | | |
| | 6 | 議会の議員の定数及び任期の取扱い | | |
| | 7 | 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い | | |
| B群 | 8 | 地方税の取扱い | 9月 | 10月 |
| | 9 | 一般職の職員の身分の取扱い | | |
| | 10 | 特別職の身分の取扱い | | |
| | 11 | 条例、規則等の取扱い | | |
| C群 | 12 | 事務組織及び機構の取扱い (本庁組織、出先機関、付属機関) | 10月 | 11月 |
| | 13 | 一部事務組合等の取扱い (一部事務組合、協議会、第三セクター) | | |
| | 14 | 使用料、手数料等の取扱い | | |
| D群 | 15 | 公共団体等の取扱い | 11月 | 12月 |
| | 16 | 補助金、交付金等の取扱い | | |
| | 17 | 町名、字名の取扱い | | |
| | 18 | 慣行の取扱い(市章、木・花・鳥・歌、憲章・宣言) | | |
| E群 | 19 | 国民健康保険事業の取扱い | 12月 | H16.1月 |
| | 20 | 介護保険事業の取扱い | | |
| | 21 | 消防団の取扱い | | |
| | 22 | 行政区の取扱い | | |
| | 23 | 地域審議会の取扱い | | |
| F群 | 24 | 各種事務事業の取扱い | H16.1月 | 2月 |
| | 24-1 | 国際交流事業 | | |
| | 24-2 | 電算システム事業 | | |
| | 24-3 | 広報広聴関係事業 | | |
| | 24-4 | 納税関係事業 | | |
| | 24-5 | 消防防災関係事業 | | |
| | 24-6 | 交通関係事業 | | |
| | 24-7 | 窓口業務 | | |
| | 24-8 | 保健衛生事業 | | |
| | 24-9 | 障害者福祉事業 | | |
| | 24-10 | 高齢者福祉事業 | | |
| | 24-11 | 児童福祉事業 | | |
| | 24-12 | 保育事業 | | |
| | 24-13 | 生活保護事業 | | |
| | 24-14 | その他の福祉事業 | | |
| 24-15 | 社会福祉協議会 | | | |
| G群 | 24-16 | 健康づくり事業 | 2月 | 3月 |
| | 24-17 | ごみ収集運搬業務 | | |
| | 24-18 | 環境対策事業 | | |
| | 24-19 | 農林水産関係事業 | | |
| | 24-20 | 商工、観光関係事業 | | |
| | 24-21 | 勤労者、消費者関連事業 | | |
| | 24-22 | 建設関係事業 | | |
| | 24-23 | 上水道、下水道事業 | | |
| | 24-24 | 公立学校(園)の通学地域 | | |
| | 24-25 | 学校教育事業 | | |
| | 24-26 | 文化振興事業 | | |
| 24-27 | コミュニティ施策 | | | |
| 24-28 | 社会教育事業 | | | |
| H群 | 24-29 | その他の事業(総合計画・行政改革大綱などの各種計画・指定金融機関・入札制度等) | 3月 | 4月 |
| | 25 | 新市建設計画について | H15.9月～ H16.1月 | H15.9月～ H16.2月 |

基本項目 合併特例法による特例項目 その他必要項目 建設計画

合併協定基本 5 項目等確認スケジュール

| 区分 | 協定基本項目 1 合併の方式 | 協定基本項目 2 合併の期日 |
|-----|--|---|
| 7月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 提案説明 合併の方式 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 提案説明 合併の目標期日 </div> |
| 8月 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 最終確認 合併の方式 </div> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 合併の目標期日の確認 </div> |
| 9月 | | |
| 10月 | | |
| 11月 | | |
| 12月 | | |
| 1月 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 提案説明 合併期日（月日） </div> |
| 2月 | | |
| 3月 | | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 最終確認 合併期日（月日） </div> |
| 4月 | | |

| 区分 | 協定基本項目3 新市の名称 | | |
|-----|--|---|--|
| | 協議会 | 小委員会 | 事務局 |
| 7月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 提案説明 募集要項、小委員会設置要 </div> | | |
| 8月 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 募集要項等の確認 </div> | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 募集準備及び広報 </div> |
| 9月 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 小委員会の設置 ↓ 審査基準の決定 </div> | |
| 10月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 報告 審査基準 </div> | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 募集開始 </div> |
| 11月 | | | |
| 12月 | | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 募集締切 ↓ 取りまとめ </div> |
| 1月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 提案説明 新市の名称 </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 応募作品審査 </div> | |
| 2月 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> 最終確認 新市の名称 </div> | | |
| 3月 | | | |

| 区分 | 協定基本項目 4 事務所の位置 | 協定項目 12 事務組織及び機構 |
|-----|---|--|
| 7月 | | |
| 8月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>提案説明</p> <p>決定方法（協議会において決定又は小委員会で協議検討し協議会へ諮り決定など）</p> </div> | |
| 9月 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>決定方法の確認</p> </div> | |
| 10月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>提案説明</p> <p>庁舎の方式（本庁、分庁等）</p> </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>提案説明</p> <p>事務組織及び機構</p> </div> |
| 11月 | | |
| 12月 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>庁舎の方式の確認</p> </div> | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>最終確認</p> <p>事務組織及び機構の確認</p> </div> |
| 1月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>提案説明</p> <p>事務所の位置</p> </div> | |
| 2月 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>最終確認</p> <p>事務所の位置</p> </div> | |
| 3月 | | |
| 4月 | | |

| 区分 | 協定基本項目 5 財産の取扱い | 協定項目 2 5 建設計画 |
|-----|---|---|
| 7月 | | |
| 8月 | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 提案説明 財産の取扱い </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 提案説明 将来構想 建設計画策定方針 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 将来構想の確認 建設計画策定方針の確認 </div> |
| 9月 | | |
| 10月 | | |
| 11月 | | |
| 12月 | | |
| 1月 | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 最終確認 財産の取扱い </div> | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 提案説明 建設計画案 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> |
| 2月 | | <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 最終確認 建設計画 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> |
| 3月 | | <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 県との正式協議 </div> <div style="text-align: center; margin: 5px 0;">↓</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 建設計画の決定 </div> |
| 4月 | | |

協議第7号

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成15年 8月 8日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

天王町、昭和町、飯田川町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

| | | |
|------------|--|------|
| 協議事項 | 合併の方式について | 関係項目 |
| 調整の内容 | 天王町、昭和町、飯田川町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。 | |
| 任意協議会の調整素案 | 天王町、昭和町、飯田川町を廃し、その区域をもって新しい町（市）を設置する新設合併とすることを法定協議会において決定する。 | |

| 合併の方式 説明資料 | | |
|---|--|--|
| 1. 3町の合併の経過及び現況 | | |
| 天王町 | 昭和町 | 飯田川町 |
| <p>明治3年11月 向船越村に改称 明治4年2月 典農村に改称 明治22年4月 大崎村と合併し、天王村に 昭和26年11月 町制を施行し、現在の天王町に</p> | <p>明治22年 上虻川村、岡井戸村、船橋村、槻木村、竜毛村、 山田村が合併し、豊川村に 昭和17年4月 大久保町、飯田川町、豊川村が合併し、昭和町に 昭和25年7月 豊川地区が豊川村に分村 昭和25年10月 飯田川地区が飯田川町に分町 大久保地区が昭和町に分町 昭和30年 昭和町に金足村の乱橋、八丁目、佐渡地区が合併 昭和31年 昭和町と豊川村が合併し、現在の昭和町に</p> | <p>明治22年4月 下虻川村、和田妹川村、金山村、飯塚村が合併し、 飯田川村に 昭和10年12月 町制を施行し、飯田川町に 昭和17年4月 大久保町、飯田川町、豊川村が合併し、昭和町に 昭和25年10月 飯田川地区が飯田川町に分町し、現在の飯田川町に</p> |
| <p>面積：41.51 km² 人口：21,687人（H12年国勢調査）</p> | <p>面積：40.65 km² 人口：8,997人（H12年国勢調査）</p> | <p>面積：15.80 km² 人口：5,027人（H12年国勢調査）</p> |

2. 市町村合併の定義

「市町村合併」とは、地方自治法第7条第1項に規定される「市町村の廃置分合及び境界変更」の一形態で、市町村の数の減少を伴うものをいい、市町村の合併の特例に関する法律（以下「合併特例法」という。）第2条第1項では「2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう」と定義されている。市町村の廃置分合とは、市町村の区域の変更が法人格の発生または消滅をきたすものをいい、通常、合体、編入、分割、分立の4つの型に分類される。このうち、市町村合併に当たるのは、合体及び編入の場合で、これらはそれぞれ「新設合併（対等合併）」、「編入合併（吸収合併）」とよばれる。

3. 合併の方式

新設合併は、例えばA町、B町、C町を廃してその区域をもってD町（市）を設置するような場合であり、この場合は、市町村の法人格の消滅（A町、B町、C町の消滅）とともに、新しい法人格の発生（D町（市））が伴うもので、一般に「対等合併」ともいう。編入合併は、例えばB町、C町を廃してその区域をA町に編入するような場合であり、編入する市町村（A町）の法人格は合併によってなんら影響を受けず、編入される市町村（B町、C町）の法人格は消滅する。一般に「吸収合併」ともいう。

新設合併の場合は、関係する市町村すべての法人格が失われ、新たな法人格が発生するため、原則の上では各市町村長や議会の議員も全員が失職し、条例や規則等の制度もすべて当然に廃止され、新たに制定する必要があるのに対して、編入合併の場合は、ある一つの編入する市町村が存続し、他の関係市町村はその編入する市町村に編入されるため、編入する市町村長や議会の議員、条例等は直ちに影響を受けることはない。また、合併特例法上の特例措置等も、新設合併と編入合併では、合併後の議員の定数などの取扱いが異なる。

一般的には、規模がほぼ同等の市町村が合併する場合や、多くの市町村が一度に合併するような場合には新設合併の方式がとられ、規模が相当に異なる市町村が合併する場合には編入合併の方式がとられることが多い。しかし、異なる規模の合併であっても、あえて「すべての市民が同じスタートラインに立って新しいまちづくりを行う」として、新設合併を選択した例や、対等の立場で議論を進めつつ合併方式としては手続きが比較的容易な編入合併を選択するという考え方もある。

合併の方式 説明資料

4. 新設合併の定義等

| 項 目 | | 新 設 合 併 |
|-------------------------------------|----|--|
| 定 義 | | 2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置くことで市町村の数の減少を伴うもの。 |
| 市町村の法人格 | | 合併関係市町村(合併前の市町村)の法人格はすべて合併と同時に消滅し、新しい市町村の法人格が発生する。 |
| 合併市町村の名称 | | 新たに制定する。 |
| 事務所の位置 | | 新たに制定する。 |
| 市町村長 | | 合併関係市町村すべての法人格が消滅することに伴い、すべての首長がその身分を失う。新首長は、新しい市町村による選挙で選任される。 |
| 議会議員 | 原則 | 消滅する合併市町村の議会の議員は、失職する。合併市町村の法定数による設置選挙を行う。 |
| | 特例 | 次のいずれかによることができる。 設置選挙において、新設合併の特例定数(法定数の2倍まで)とすることができる。 合併関係市町村の議会の議員で合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなる者は最長2年間在任することができる。 |
| 農業委員会委員 (合併市町村に1つの委員会を置くこととする場合) | 原則 | 消滅する合併関係市町村の委員(選挙による委員、選任による委員)は全て失職する。 |
| | 特例 | 合併関係市町村の委員(選挙)のうち合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなる者は10~80人の範囲で、1年以内の間、在任できる。 |
| 特別職の職員 | | 市町村の法人格の消滅によりその身分を失う。 行政委員会の委員のうち下記については、新市長の就任を待たず、正規の手続による委員が選任されるまでの間の委員を定める特別選任手続が定められている。 教育委員会 選挙管理委員会 固定資産評価審査委員会 |
| 一般職の職員 | | 市町村の法人格の消滅によりその身分を失うこととなるが、合併特例法の規定により、新しい市町村に身分が引き継がれる。 |
| 条例・規則等 | | 合併関係市町村の条例・規則はすべて失効し、新たに制定することとなる。 |
| 建設計画 | | 合併関係市町村全域に係る建設計画を作成する必要がある。 |

合併の方式 説明資料

5. 「市制」と「町制」の主な相違点

| 項 目 | | 市 | 町 | |
|---------|----------------|---|---|--------------------------|
| 福祉 | 福祉事務所 | 必ず設置しなければならない。 | 条例で設置できる。(任意) | |
| | 社会福祉主事 | 必ず置かなければならない。 (職務) 福祉事務所において、生活保護法、母子及び寡婦福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、又は更正の措置に関する事務を行う。 | 置くことができる。 (職務) 老人福祉法又は、身体障害者福祉法等に定める援護及び更正の措置に関する事務を行う。 | |
| 税金 | 住民税の 個人均等割額 | 人口5万人以上50万人未満の市：年額2,500円 人口5万人未満の市及び町村：年額2,000円 | 人口5万人未満の市及び町村：年額2,000円 | |
| 財政 | 普通交付税 | 福祉事務所及び生活保護に関する経費は需要額に算定される。 | 経費の負担がないため、算定されない。 | |
| | 特別交付税 | 市に係るものの一部については、国が直接配分する。 | | |
| 選挙 | 国・県の選挙費の委託 | 選挙事務委託金の基準額が町の場合より1～2割多くなる。 | | |
| | 選挙管理委員会の書記長 | 必ず置かなければならない。 | 置かなくてもよい。 | |
| | 選挙運動 | 告示期間 | 7日間 | 5日間 |
| | | 選挙供託金 | 市長100万円 議員30万円 | 町長50万円 議員なし |
| | | 選挙用はがき枚数 | 市長選挙 8,000枚 議員選挙 2,000枚 | 町長選挙 2,500枚 議員選挙 800枚 |
| 県議会の選挙区 | 原則として独立した選挙区 | | | |
| 議会 | 議員定数 | 人口に応じた定数(条例制定) (例)5万人未満の市及び2万人以上の町村 26人 | 人口に応じた定数(条例制定) (例)5万人未満の市及び2万人以上の町村 26人 | |
| | 議会の招集告示 | 開会日の7日前までに告示 | 開会日の3日前までに告示 | |
| | 議決対象事項 | 工事契約等：予定価格が1.5億円を上限とし条例で定める額以上 財産取得売り払い：予定価格が2千万円を上限とし条例で定める額以上 | 工事契約等：予定価格が5千万円を上限とし条例で定める額以上 財産取得売り払い：予定価格が7百万円を上限とし条例で定める額以上 | |
| 監査 | 監査委員定数 | 条例の定めるところにより3人又は2人 | 2人 | |
| 産業 | 商工会議所 | 設置することができる。 | 原則として設置できない。 | |
| その他 | 住所表示 | 市名の表示(例) 市 字 | 郡名の表示(例)南秋田郡 町 字 | |

合併の方式 説明資料

6. 最近の合併事例

| 合併年月日 | 新市町村名 | 旧市町村名 | 合併の形態 |
|-------------|-----------|-------------------------|-------|
| 平成11年 4月 1日 | 兵庫県篠山市 | 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 | 新設合併 |
| 平成13年 1月 1日 | 新潟県新潟市 | 新潟市、黒崎町 | 編入合併 |
| 平成13年 1月21日 | 東京都西東京市 | 田無市、保谷市 | 新設合併 |
| 平成13年 4月 1日 | 茨城県潮来市 | 潮来町、牛堀町 | 編入合併 |
| 平成13年 5月 1日 | 埼玉県さいたま市 | 浦和市、大宮市、与野市 | 新設合併 |
| 平成13年11月15日 | 岩手県大船渡市 | 大船渡市、三陸町 | 編入合併 |
| 平成14年 4月 1日 | 香川県さぬき市 | 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 | 新設合併 |
| 平成14年 4月 1日 | 沖縄県久米島町 | 仲里村、具志川村 | 新設合併 |
| 平成14年11月 1日 | 茨城県つくば市 | つくば市、荃崎町 | 編入合併 |
| 平成15年 2月 3日 | 広島県福山市 | 福山市、内海町、新市町 | 編入合併 |
| 平成15年 3月 1日 | 広島県廿日市市 | 廿日市市、佐伯町、吉和村 | 編入合併 |
| 平成15年 3月 1日 | 山梨県南部町 | 南部町、富沢町 | 新設合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 群馬県神流町 | 万場町、中里村 | 新設合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 山梨県南アルプス市 | 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町 | 新設合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 岐阜県山県市 | 高富町、伊自良村、美山町 | 新設合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 静岡県静岡市 | 静岡市、清水市 | 新設合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 広島県大崎上島町 | 大崎町、東野町、木江町 | 新設合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 香川県東かがわ市 | 白鳥町、大内町、引田町 | 新設合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 熊本県あさぎり町 | 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村 | 新設合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 福岡県宗像市 | 宗像市、玄海町 | 新設合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 宮城県加美町 | 中新田町、小野田町、宮崎町 | 新設合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 広島県呉市 | 呉市、下蒲刈町 | 編入合併 |
| 平成15年 4月 1日 | 愛媛県新居浜市 | 新居浜市、別子山村 | 編入合併 |

協議第 8 号

合併の期日について（目標期日の確認）

合併の目標期日の確認について、次のとおり提案する。

平成 15 年 8 月 8 日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会 長 石 川 光 男

合併の目標期日を平成 17 年 3 月 31 日以内とする。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

| | | | |
|------------|--------------------------------|------|--|
| 協議事項 | 合併の期日について（目標期日の確認） | 関係項目 | |
| 調整の内容 | 合併の目標期日を平成17年3月31日以内とする。 | | |
| 任意協議会の調整素案 | 平成17年3月31日以内を目標に法定協議会において決定する。 | | |

| 合併の期日 説明資料 | |
|------------|---|
| 区分 | 内 容 |
| 1. 留意事項 | <p>1 市町村が合併するためには、関係団体の各議会において議決してから都道府県知事への合併申請、都道府県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出（都道府県）、総務大臣が官報に告示など、様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮して合併の期日を定める必要がある。</p> <p>2 期日決定のポイントとしては、住民との意見交換及び合意形成に要する期間、住民生活への影響、合併に予定される事務事業または公的行事との関係、協議会の協議の進捗状況、首長・議会議員の任期、合併時の事務処理・引継ぎの利便性等を総合的に勘案して判断し、期日を定めることが望ましい。</p> <p>3 事務事業や例規のすり合わせ、調整及び一元化に毎月2～3回の専門部会、分科会を開催したとしても14ヶ月から18ヶ月を必要としている。合併目標の7ヶ月前に当たる平成15年8月までに合併調印するには事務的にも厳しいものがある。</p> <p>4 合併による新市設置要件の人口3万人とする特例期限を1年延期する合併特例法の改正案が6月12日に衆議院で可決し、参議院に送られており、今国会（会期は平成15年7月28日まで）で成立する見通しとなっている。また、平成15年4月21日に3町の町長が秋田県知事を訪問し、市になる3万人特例を平成17年3月まで延長するよう「市になる特例期限の延長」要請書を、6月には県選出国會議員へ要請書をそれぞれ提出している。3町の人口は約3万6千人で、この改正で17年3月31日まで合併すると市に昇格できる。</p> <p>5 先進事例でも、新市名や庁舎位置など重要項目の決定には、協議と住民への理解に時間を要している。十分な時間をかけて協議することが、町民の理解を得ることにつながっている。 先進事例を見る限り、必ずしも特定期日に限られるものではなく、各団体のそれぞれの事情により期日が定められていることが伺える。</p> |
| 2. 先進地事例 | <p>平成11年4月以降の合併期日の状況</p> <p>月別の状況 1月：2件 2月：1件 3月：2件 4月：15件 5月：1件 11月2件</p> <p>日別の状況 1日：20件 3日：1件 15日：1件 21日：1件</p> |

合併の期日 説明資料

| 区分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|----------|----------|----------|----------|----------|--|-------|-------|---------|------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|---------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|--------|----------|----------|----------|---|---|---|--------|----------|----------|----------|---|---|---|-------|----------|----------|----------|----------|----------|---|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| <p>3 . 最近の合併事例 の 手続の状況</p> | <p>新設合併の事例</p> <table border="1" data-bbox="533 363 1899 960"> <thead> <tr> <th></th> <th>西東京市</th> <th>さいたま市</th> <th>さぬき市</th> <th>久米島町</th> <th>あさぎり町</th> <th>南アルプス市</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合併協定書調印</td> <td>12. 8.10</td> <td>12. 9. 5</td> <td>13. 8.20</td> <td>13.10. 5</td> <td>13.11.22</td> <td>14.10.17</td> </tr> <tr> <td>市町村議会議決</td> <td>12. 8.11</td> <td>12. 9.25</td> <td>13. 8.23</td> <td>13.10. 9</td> <td>14. 1.15</td> <td>14.10.24</td> </tr> <tr> <td>合併申請書提出</td> <td>12. 8.16</td> <td>12.10.10</td> <td>13. 8.29</td> <td>13.10.10</td> <td>14. 1.18</td> <td>14.10.29</td> </tr> <tr> <td>総務大臣協議</td> <td>12. 8.18</td> <td>12.10.12</td> <td>13. 8.30</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>総務大臣回答</td> <td>12. 9.14</td> <td>12.11. 1</td> <td>13. 9.10</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>県議会議決</td> <td>12.10. 4</td> <td>12.12.22</td> <td>13.10.17</td> <td>13.12.20</td> <td>14. 3.22</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>総務大臣 官報告示</td> <td>12.11.17</td> <td>13. 1.25</td> <td>13.11.19</td> <td>14. 1.24</td> <td>14. 5.23</td> <td>15. 2. 3</td> </tr> <tr> <td>合併の期日</td> <td>13. 1.21</td> <td>13. 5. 1</td> <td>14. 4. 1</td> <td>14. 4. 1</td> <td>15. 4. 1</td> <td>15. 4. 1</td> </tr> <tr> <td>協定書調印から 合併期日までの日数</td> <td>1 6 4 日</td> <td>2 3 7 日</td> <td>2 2 3 日</td> <td>1 7 7 日</td> <td>1 3 0 日</td> <td>1 6 5 日</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 西東京市 | さいたま市 | さぬき市 | 久米島町 | あさぎり町 | 南アルプス市 | 合併協定書調印 | 12. 8.10 | 12. 9. 5 | 13. 8.20 | 13.10. 5 | 13.11.22 | 14.10.17 | 市町村議会議決 | 12. 8.11 | 12. 9.25 | 13. 8.23 | 13.10. 9 | 14. 1.15 | 14.10.24 | 合併申請書提出 | 12. 8.16 | 12.10.10 | 13. 8.29 | 13.10.10 | 14. 1.18 | 14.10.29 | 総務大臣協議 | 12. 8.18 | 12.10.12 | 13. 8.30 | - | - | - | 総務大臣回答 | 12. 9.14 | 12.11. 1 | 13. 9.10 | - | - | - | 県議会議決 | 12.10. 4 | 12.12.22 | 13.10.17 | 13.12.20 | 14. 3.22 | - | 総務大臣 官報告示 | 12.11.17 | 13. 1.25 | 13.11.19 | 14. 1.24 | 14. 5.23 | 15. 2. 3 | 合併の期日 | 13. 1.21 | 13. 5. 1 | 14. 4. 1 | 14. 4. 1 | 15. 4. 1 | 15. 4. 1 | 協定書調印から 合併期日までの日数 | 1 6 4 日 | 2 3 7 日 | 2 2 3 日 | 1 7 7 日 | 1 3 0 日 | 1 6 5 日 |
| | 西東京市 | さいたま市 | さぬき市 | 久米島町 | あさぎり町 | 南アルプス市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合併協定書調印 | 12. 8.10 | 12. 9. 5 | 13. 8.20 | 13.10. 5 | 13.11.22 | 14.10.17 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市町村議会議決 | 12. 8.11 | 12. 9.25 | 13. 8.23 | 13.10. 9 | 14. 1.15 | 14.10.24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合併申請書提出 | 12. 8.16 | 12.10.10 | 13. 8.29 | 13.10.10 | 14. 1.18 | 14.10.29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務大臣協議 | 12. 8.18 | 12.10.12 | 13. 8.30 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務大臣回答 | 12. 9.14 | 12.11. 1 | 13. 9.10 | - | - | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 県議会議決 | 12.10. 4 | 12.12.22 | 13.10.17 | 13.12.20 | 14. 3.22 | - | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務大臣 官報告示 | 12.11.17 | 13. 1.25 | 13.11.19 | 14. 1.24 | 14. 5.23 | 15. 2. 3 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合併の期日 | 13. 1.21 | 13. 5. 1 | 14. 4. 1 | 14. 4. 1 | 15. 4. 1 | 15. 4. 1 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 協定書調印から 合併期日までの日数 | 1 6 4 日 | 2 3 7 日 | 2 2 3 日 | 1 7 7 日 | 1 3 0 日 | 1 6 5 日 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <p>4 . 町長・議員 ・農業委員の任期</p> | <table border="1" data-bbox="533 1056 1285 1295"> <thead> <tr> <th></th> <th>天 王 町</th> <th>昭 和 町</th> <th>飯 田 川 町</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町 長</td> <td>19. 7. 3</td> <td>19. 5.30</td> <td>17. 2.10</td> </tr> <tr> <td>議 員</td> <td>19. 2.15</td> <td>17. 9.29</td> <td>18.10.29</td> </tr> <tr> <td>農業委員</td> <td colspan="3">17. 7.19</td> </tr> </tbody> </table> | | | | | | | 天 王 町 | 昭 和 町 | 飯 田 川 町 | 町 長 | 19. 7. 3 | 19. 5.30 | 17. 2.10 | 議 員 | 19. 2.15 | 17. 9.29 | 18.10.29 | 農業委員 | 17. 7.19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 天 王 町 | 昭 和 町 | 飯 田 川 町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町 長 | 19. 7. 3 | 19. 5.30 | 17. 2.10 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 議 員 | 19. 2.15 | 17. 9.29 | 18.10.29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 農業委員 | 17. 7.19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

協議第9号

新市の名称について（名称の決定方法の確認）

新市の名称決定方法の確認について、次のとおり提案する。

平成15年 8月 8日提出

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会
会長 石川 光 男

新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。

平成 年 月 日確認

天王町・昭和町・飯田川町合併協議会の調整内容

| | | | |
|------------|---|------|--|
| 協議事項 | 新市の名称について（名称の決定方法の確認） | 関係項目 | |
| 調整の内容 | 新市の名称については、公募を行ったうえで小委員会において候補を絞り込み、合併協議会で決定する。 | | |
| 任意協議会の調整素案 | | | |

| 新市の名称 説明資料 | |
|------------|---|
| 区分 | 内容 |
| 1. 留意事項 | <p>新市名は、住民のニーズや歴史的地理的背景、3町の首長や議会の意向等をふまえ、総合的に決定する必要がある。新設合併の場合、現在の町の法人格の全てが消滅し、新たな市として1つの法人格が発生するため、新市の名称を新たに定める必要がある。名称の定め方については、法律上、特に規定がないことから、基本的には自由に定めることができる。もちろん、現在の名称を使用することもできる。</p> <p>従来は関係市町村の名称の一部を単純に合わせたものが多かったが、最近では、その地域の歴史・文化や地理的特性、名称の知名度・定着度、住民公募の結果等から住民の一体感を醸成しやすく、対外的にも覚えやすい名称を選択することが多い。</p> |
| 2. 関係法令 | <p>地方公共団体の名称は地方自治法第3条で規定されており、新たに市町村が設置される新設合併には、地方自治法第7条第1項の規定による廃置分合の際に名称があわせて決定されることになっている。</p> <p>地方自治法第3条（地方自治体の名称） 一部抜粋 第3条 地方公共団体の名称は従来の名称による。（第2、6、7項省略） 3 都道府県以外の地方公共団体の名称を変更しようとするときは、この法律に特定の定めのあるものを除くほか、条例でこれを定める。 4 地方公共団体の長は、前項の規定により当該地方公共団体の名称を変更しようとするときは、あらかじめ都道府県知事に協議しなければならない。 5 地方公共団体は、第3項の規定により条例を制定し又は改廃したときは、直ちに都道府県知事に当該地方公共団体の変更後の名称及び名称を変更する日を報告しなければならない。</p> <p>地方自治法第7条（市町村の廃置分合と境界変更） 一部抜粋 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基づき、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにこの旨を総務大臣に届け出なければならない。</p> |

| 新市の名称 説明資料 | |
|-------------------|--|
| 区 分 | 内 容 |
| 3.新市名の取扱いに関する留意事項 | <p>新市の名称については、昭和45年に「市の名称に係る自治省通達」により既存の市の名称は使用できないとされていた。しかし、地方分権一括法が平成12年4月から施行され、自治事務扱いとなり同じ名称は、使用できるようになった。</p> |
| | <p>新市名の取扱いに関する自治省照会事項 (西東京市合併事務研究会資料参照)</p> <p>質問1 すでに全国に同一又は類似の市町村が存在する場合 (1) 同じ表記で読みが異なる場合 【例】宮城県日向市(ひゅうがし) 日向市(ひなたし) 静岡県清水市(しみずし) 清水市(きよみずし) 回答 × …… 表記が同じ場合は不可。</p> <p>(2) 異なる表記で読みが同じ場合 【例】宮城県仙台市(せんだいし) せんだい市 埼玉県日高市(ひだかし) ひだか市 回答</p> <p>(3) 同一又は類似の「町村」が存在する場合 【例】東京都瑞穂町(みずほまち) 瑞穂市(みずほし) 奈良県明日香村(あすかむら) 明日香市(あすかし) 回答 ……全国に見て、現在も同様の事例がある。</p> <p>質問2 外国語を日本語(カタカナ、ひらがな等)で表記した場合 【例】LOVE ラブ AND アンド 回答 ○……理由が明白であればよい。</p> <p>質問3 略字及び算用数字等の使用 (1) 「ヶ」の使用 回答 ○……例:青ヶ島村など (2) 「012345678(数字)」の使用 回答 ×……日本語かどうか解釈できない。適当とは思われない。 (3) 「々」の使用 回答 ○……例:小佐々町など</p> <p>質問4 通常の読み方と異なる読み方をする場合 【例】永遠市(えいえんし) (とわし) 宇宙市(うちゅうし) (そらし) 回答 ○……新市名告示する場合、読み仮名を振ればよい。</p> <p>質問5 その他市の名称としてふさわしくないもの 回答 公序良俗に反する名前 長すぎる名前 現在使用していない漢字を使用した名前</p> |

| 新市の名称 説明資料 | |
|------------|---|
| 区 分 | 内 容 |
| 4 . 先進地事例 | <p>あきる野市 合併協議最大の難問であった。旧秋川市の委員から、秋川の名前も捨てるから、五日市町も五日市の名称にこだわらずに話し合いを進めようという提案がされたが、五日市側はあくまで五日市の名称にこだわる姿勢があったため、なかなか決まらない状況だった。</p> <p>小委員会において住民アンケート、東京都知事一任等の案が提案されたが、合併協議会で決めないと住民の理解が得られないということから、結局意見の一致をみずに小委員会は解散。最終的には両首長の協議により地域の歴史的名称の由来から「あきる野市」が選ばれた。</p> <p>西東京市 住民公募の後、小委員会を設置して10点まで絞り込みを行うこととした。応募は市内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広い参加をお願いし、多くの応募があった。</p> <p>選定は困難を極めたが、地理的イメージ、地域の特徴、歴史・文化、市民の理想表現、合併記念、その他の分類で絞り込みを行った。それを協議会では委員全員で無記名投票を行い5点まで絞り込んだ。さらに、市民意向調査を実施し、市民の投票数がもっとも多かった「西東京市」に決定した。</p> <p>篠山市 任意協議会で新市町村の名称を「篠山」を入れたものとする事は決定していたが、具体的な名称決定では紛糾。住民からアイデアを募集し、小委員会で調整したが意見の一致をみず、町長会において、定着度・歴史・知名度・住民公募の結果、一体感醸成の観点から最終的に決定した。</p> <p>あさぎり町 一般公募の後、小委員会を設置した上で5点まで絞り込み、協議会において最終的な候補を決定することとされた。応募は町村内在住者に限定することなく、応募葉書、電子メール、FAX等により幅広く参加を呼びかけた。その結果、3,981件に及ぶ応募があった。</p> <p>応募の中から「新町名候補選定小委員会」で5点に絞り、協議会に提出し審議したところ、全員一致で「あさぎり町」を新町名として決定した。</p> <p>さぬき市 7月24日開催の第4回合併協議会において、5町で実施した住民アンケート調査の最終結果の内容及び第3回合併協議会時に意見として確認された各町10案の名称を提出し、総合的な見地から慎重に協議を行った結果、下記の選定理由で新市の名称は「さぬき市」とするということで確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・香川県の旧国名であり、さぬきうどんや讃岐平野などに表されるように、全国的にも知れ渡った知名度を有する。 ・住民アンケート調査10傑においても、5町総合の上位に位置し、5町の小中学校等の若者に対するアンケートにおいても、「さぬき市」がふさわしいとする意見が多かった。 ・新市における住民の一体感の醸成、産業・観光振興等のまちづくりにおいても、最も合併の効果を活かせる名称である。 |

新市の名称 説明資料

区 分

内 容

構成市町村名から合併市町村名を採用した例

| 合併市町村名 | | 形態 | 合併月日 | 構成市町村 |
|--------|------|----|-----------|-----------------|
| 兵庫県 | 篠山市 | 新設 | H11. 4. 1 | 篠山町、西紀町、丹南町、今田町 |
| 新潟県 | 新潟市 | 編入 | H13. 1. 1 | 新潟市、黒埼町 |
| 茨城県 | 潮来市 | 編入 | H13. 4. 1 | 潮来町、牛堀町 |
| 岩手県 | 大船渡市 | 編入 | H13.11.15 | 大船渡市、三陸町 |
| 茨城県 | つくば市 | 編入 | H14.11. 1 | つくば市、荳崎町 |
| 広島県 | 福山市 | 編入 | H15. 2. 3 | 福山市、内海町、新市町 |
| 山梨県 | 南部町 | 新設 | H15. 3. 1 | 南部町、富沢町 |
| 広島県 | 廿日市市 | 編入 | H15. 3. 1 | 廿日市市、佐伯町、吉和村 |
| 静岡県 | 静岡市 | 新設 | H15. 4. 1 | 静岡市、清水市 |
| 広島県 | 呉市 | 編入 | H15. 4. 1 | 呉市、下蒲刈町 |
| 愛媛県 | 新居浜市 | 編入 | H15. 4. 1 | 新居浜市、別子山村 |
| 福岡県 | 宗像市 | 新設 | H15. 4. 1 | 宗像市、玄海町 |

新しい名称を採用した例

| 合併市町村名 | | 形態 | 合併月日 | 構成市町村 |
|--------|--------|----|-----------|-------------------------|
| 東京都 | 西東京市 | 新設 | H13. 1.21 | 田無市、保谷市 |
| 埼玉県 | さいたま市 | 新設 | H13. 5. 1 | 浦和市、大宮市、与野市 |
| 香川県 | さぬき市 | 新設 | H14. 4. 1 | 津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町 |
| 沖縄県 | 久米島町 | 新設 | H14. 4. 1 | 仲里村、具志川村 |
| 群馬県 | 神流町 | 新設 | H15. 4. 1 | 万場町、中里村 |
| 山梨県 | 南アルプス市 | 新設 | H15. 4. 1 | 八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町 |
| 岐阜県 | 山県市 | 新設 | H15. 4. 1 | 高富町、伊自良村、美山町 |
| 広島県 | 大崎上島町 | 新設 | H15. 4. 1 | 大崎町、東野町、木江町 |
| 香川県 | 東かがわ市 | 新設 | H15. 4. 1 | 白鳥町、大内町 |
| 熊本県 | あさぎり町 | 新設 | H15. 4. 1 | 上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村 |
| 宮城県 | 加美町 | 新設 | H15. 4. 1 | 中新田町、小野田町、宮崎町 |

新市の名称 説明資料

| 区 分 | 内 容 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------|--|-----------|---------|----------|---------|------|---------------------|------|----------------------------|------|-------------------------|---------|--|------|--|----|---------------------------------|-----|---------------|
| 5 . 新市名称選定案 | <p>法定協議会で新市名称募集要項を策定し、公募する。 選定小委員会を設置し、選定小委員会において審査基準を定め、応募作品を10作品の候補に絞り込む。 法定協議会において10作品の中から新市名称を決定する。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 . 新市名称の公募案 | <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">選定小委員会の設置</td> <td style="text-align: center;">設 置 す る</td> </tr> <tr> <td>募集要項等の制定</td> <td style="text-align: center;">制 定 す る</td> </tr> <tr> <td>周知方法</td> <td>・協議会だより ・広報 ・ホームページ</td> </tr> <tr> <td>応募方法</td> <td>・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス</td> </tr> <tr> <td>応募資格</td> <td>・3町の居住者・3町の出身者・対象は小学生以上</td> </tr> <tr> <td>応募の記載内容</td> <td>・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名</td> </tr> <tr> <td>応募基準</td> <td> 全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について (案1) 3町の名称は使用しない (案2) 組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 (案3) 3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称 </td> </tr> <tr> <td>懸賞</td> <td>・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 数人(図書券等)</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>・1人につき1点のみの応募</td> </tr> </table> <p>参 考</p> <p>全国の市町村名で3町の名称と同一名称や類似名称の事例 昭和町： 山梨県中巨摩郡昭和町 福島県大沼郡昭和村 群馬県利根郡昭和村 埼玉県北葛飾郡庄和町 天王町、飯田川町の同一名称はなし。</p> <p>全国の市町村名で「湖」が名称に入っている事例 静岡県湖西市 滋賀県愛知郡湖東町 滋賀県東浅井郡湖北町 滋賀県石部・甲西合併協議会(平成15年10月1日合併予定)が6月5日に合併後の名称を「湖南市」と決定。</p> | 選定小委員会の設置 | 設 置 す る | 募集要項等の制定 | 制 定 す る | 周知方法 | ・協議会だより ・広報 ・ホームページ | 応募方法 | ・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス | 応募資格 | ・3町の居住者・3町の出身者・対象は小学生以上 | 応募の記載内容 | ・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名 | 応募基準 | 全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について (案1) 3町の名称は使用しない (案2) 組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 (案3) 3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称 | 懸賞 | ・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 数人(図書券等) | その他 | ・1人につき1点のみの応募 |
| 選定小委員会の設置 | 設 置 す る | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 募集要項等の制定 | 制 定 す る | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 周知方法 | ・協議会だより ・広報 ・ホームページ | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応募方法 | ・応募用紙 ・官製はがき ・電子メール ・ファックス | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応募資格 | ・3町の居住者・3町の出身者・対象は小学生以上 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応募の記載内容 | ・新市の名称・提案理由・住所・氏名・年齢・性別・電話番号・3町の出身者は出身地の町名 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 応募基準 | 全国の市町村名に無い名称 3町の名称使用について (案1) 3町の名称は使用しない (案2) 組合せでは使用できる〔1字・2字・3字〕 (案3) 3町の名称は使用できる 地理的にイメージできる名称 特徴を表す名称 歴史・文化にちなんだ名称 合併を記念した名称 その他新市としてふさわしい名称 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 懸賞 | ・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 数人(図書券等) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他 | ・1人につき1点のみの応募 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

新市の名称 説明資料

| 区 分 | 内 容 | | | |
|--|-----------|--------------------------------------|---|---|
| 7. 県内の名称公募の事例 | | 仁賀保・金浦・象潟 | 千畑・六郷・仙南 | 大曲仙北 |
| | 選定小委員会の設置 | なし | なし | 有 |
| | 募集要項等の制定 | 有 | 有 | 有 |
| | 周知方法 | 協議会だより・広報・ホームページ | 協議会だより・広報・ホームページ | 協議会だより・広報・ホームページ |
| | 応募方法 | 官製はがき | 応募用紙・はがき・封書 ・電子メール・ファックス | はがき・封書・電子メール ・ファックス・ホームページ |
| | 応募資格 | 小学生以上で住所は問わない | 年齢制限なし | 区域内に住所を有する方 年齢制限なし |
| | 応募の記載内容 | 新市の名称・提案理由・住所 ・氏名・年齢・電話番号 | 新町の名称・ふりがな・名称の理由 住所・氏名・年齢・電話番号 | 名称・ふりがな・命名理由・住所 氏名・性別・年齢・電話番号 |
| | 懸賞 | 新市の名称として選ばれた応募者の中から10人に記念品 | 新町の名称として選ばれた応募者の中から10人以内に記念品 | 名付け親大賞1人(10万円) 名付け親賞5人(2万円) アイデア賞10人(1万円) |
| | 旧市町村名の使用 | 使用できる | 使用できる (公募時にはすべてのものを土台にあげ、選考時に協議) | 使用できない (組合せや一部使用は可) |
| | その他 | 1人につき1点のみの応募 応募総数 2,103通 738種類 | ・一人何点でも応募可能 ・同一人の同一名称は一点限り ・6月2日から8月22日まで募集 | ・1件につき1点 ・旧市町村名は使用しない ・組合せや一部使用は可 ・7月1日から8月31日まで募集 |
| <p>本荘由利合併協議会 旧市町村名の名称使用：使用できる 公募の有無：有(2ヶ月間) 応募資格 区域内に住所を有する方 年齢制限：なし</p> <p>田沢湖角館西木合併協議会 旧市町村名の名称使用：使用できる 公募の有無：なし 協議会委員による名称案を提示(角館市7名、田沢湖市6名、北の都市5名、北都市3名 北浦市1名、東あきた市1名、東秋田市1名)</p> | | | | |

(趣旨)

第1条 この要項は、天王町、昭和町、飯田川町(以下「3町」という。)が合併した後の新市の名称を広く公募することにより、3町の合併に対する住民の関心を高め、住民参加のまちづくりを一層推進することを目的とする。

(公募の方法)

第2条 応募資格、応募方法等については、次のとおりとする。

(1) 応募資格

3町の居住者又は出身者で小学生以上の者とする。

(2) 応募方法

応募は次に掲げる方法のいずれかで、1人につき1点のみの応募とする。

応募用紙

官製はがき

電子メール

ファックス

(3) 応募の記載内容

新市の名称(ふりがな) 提案理由 住所 氏名 年齢 性別 電話番号

3町の出身者は出身地の町名

新市名には、漢字、ひらがな、カタカナのみを使用することとし、漢字の場合は、「ふりがな」を振ることを明記する。

(4) 応募基準

全国の市町村名にない名称

〔案1〕3町の名称は使用しないこと

〔案2〕3町の名称は組合せでは(1字・2字・3字)まで使用できる

〔案3〕3町の名称は使用できる

地理的にイメージできる名称

特徴を表す名称

歴史・文化にちなんだ名称

合併を記念した名称

その他新市としてふさわしい名称

(5) 応募期間

募集期間は、平成15年10月1日から平成15年11月30日までとする。

11月30日到着分まで有効とする。

(周知方法及び結果の公表)

第3条 名称応募の条件、方法及び結果の公表については、合併協議会ホームページ、合併協議会だより、3町の広報等により周知する。

(選定手順)

第4条 新市の名称は、次のとおり選定するものとする。

「新市名称候補選定小委員会」において、審査基準を定め、たうえで応募作品を10作品の候補に絞り込む。

合併協議会において10作品の中から新市の名称を決定する。

(名称の帰属)

第5条 採用された名称に関する一切の権利は、天王町、昭和町、飯田川町に帰属するものとする。

(記念品贈呈)

第6条 記念品の贈呈対象者等については次のとおりとする。

贈呈対象者

賞品の贈呈対象者は、新市の名称として採用された名前を応募した者とする。

なお、該当する者が複数の場合は、抽選により決定するものとする。

賞品

・名付け親賞1人(5万円相当) ・その他の賞 10人(図書券等)

(その他)

第7条 この要項に定めない事項については、会長が別に定める。

新市名称候補選定小委員会設置要領（案）

（趣旨）

第1条 この要領は、新市名称候補選定小委員会（以下「小委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 小委員会は、次の各号に掲げる事項について、協議又は調整するものとする。

- （1）天王町、昭和町、飯田川町が合併した場合における新市の名称の候補の選定
- （2）新市の名称の選定基準に関する事。
- （3）その他新市の名称に関し必要な事項

（組織）

第3条 小委員会は、3町の長が定めた学識経験を有する者各2名をもって組織する。

（役員）

第4条 小委員会に次の役員を置く。

- （1）委員長 1名
 - （2）副委員長 1名
- 2 役員は、委員の互選により選出する。

（役員の職務）

第5条 委員長は、小委員会を代表し、会を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 会議は、委員長が招集するものとする。

- 2 委員長は、会議の議長となる。

（報告）

第7条 委員長は、小委員会の協議又は調整の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

（庶務）

第8条 小委員会の庶務は、協議会事務局において処理する。

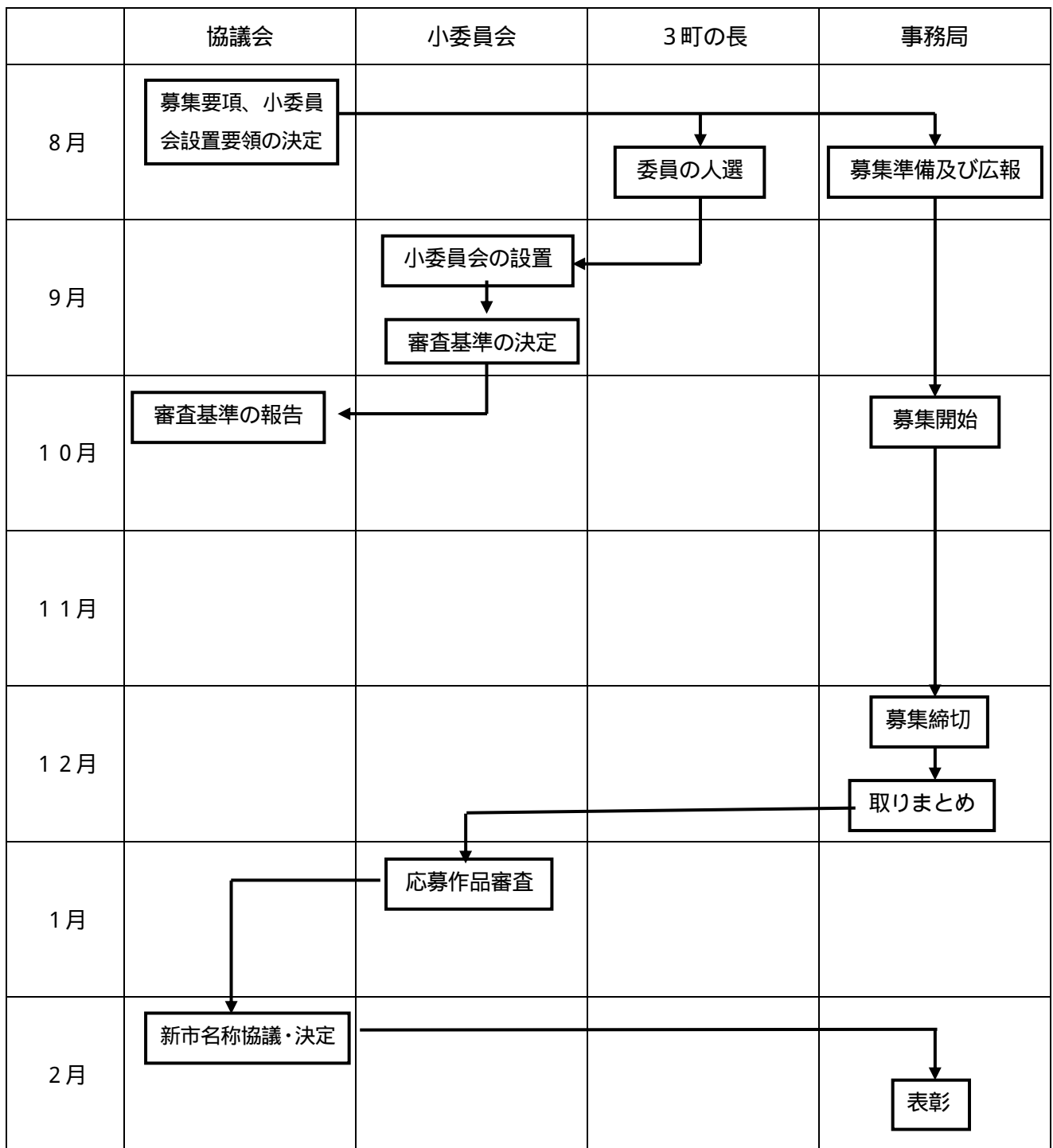
（委任）

第9条 この要領に定めるもののほか、小委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成15年 月 日から施行する。（協議会での確認日から施行する）

新市名称選定スケジュール(案)



6. 次回開催日について

第3回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成15年 8月27日(水)午後2時～

開催場所 飯田川町

第4回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会開催日

開催日 平成15年 9月25日(木)午後2時～

開催場所 昭和町農村環境改善センター

第5回天王町・昭和町・飯田川町合併協議会以降の開催予定

| 回数 | 開催予定日 | 開催時間 | 開催場所 |
|------|----------------|------|---------------|
| 第5回 | 平成15年10月24日(金) | 午後2時 | 天王町福祉センター |
| 第6回 | 平成15年11月14日(金) | 午後2時 | 飯田川町公民館 |
| 第7回 | 平成15年11月28日(金) | 午後2時 | 昭和町農村環境改善センター |
| 第8回 | 平成15年12月25日(木) | 午後2時 | 天王町福祉センター |
| 第9回 | 平成16年 1月23日(金) | 午後2時 | 飯田川町公民館 |
| 第10回 | 平成16年 2月13日(金) | 午後2時 | 昭和町農村環境改善センター |
| 第11回 | 平成16年 2月27日(金) | 午後2時 | 天王町福祉センター |
| 第12回 | 平成16年 3月26日(金) | 午後2時 | 飯田川町公民館 |

原則毎月第4金曜日を開催日とし、協議事項が多数想定される時期については月2回となります。また、都合により日程や開催場所を変更する場合は、随時連絡いたします。